

○山口市老人憩の家設置及び管理条例

(設置)
第1条 老人に対し、健全な保養休養、教養の向上及びレクリエーションの場を与え、もって老人の心身の健康増進を図るため、山口市老人憩の家(以下「憩の家」という。)を設置する。

(名称及び位置)
第2条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口市老人憩の家 嘉泉荘	山口市嘉川1439番地1
山口市老人憩の家 潮寿荘	山口市秋穂二島10438番地1

(管理)
第3条 憩の家の管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)
第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) [第9条](#)に規定する利用の許可、[第10条](#)に規定する利用の制限、[第11条](#)に規定する利用許可の取消し等及び[第18条](#)に規定する原状回復の義務に関すること。
(2) [第13条](#)に規定する利用料金の徴収、[第14条](#)に規定する利用料金の減免及び[第15条](#)に規定する利用料金の還付その他利用料金に関すること。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、憩の家の管理運営に関して市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)
第5条 指定管理者が憩の家の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。
2 市長が、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、次に指定された指定管理者が憩の家の管理を行う期間は、[前項](#)の規定にかかわらず、管理を開始した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(休館日)
第6条 憩の家の休館日は、次のとおりとする。
(1) 月曜日
(2) 12月28日から翌年の1月3日まで
2 [前項](#)の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間及び宿泊時間)
第7条 憩の家の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入浴時間は午前10時から午後4時までとする。
2 潮寿荘の宿泊時間は、午後5時から翌日の午前9時30分までとする。
3 前2号の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間及び宿泊時間を変更することができる。

(利用者の範囲)
第8条 憩の家を利用することができる者は、60歳以上の者とする。
2 [前項](#)に掲げるもののほか、特に市長が認める者は、憩の家を利用することができる。

(利用の許可)
第9条 憩の家を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)
第10条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、憩の家の利用を許可しないことができる。
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれのあるとき。
(3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、憩の家の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)
第11条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずること

ができる。この場合において、利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。
(利用料金)

第12条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、適当と認めるときは、指定管理者に憩の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める基準額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、当該指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(利用料金の徴収)

第13条 利用者は、前条の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、宿泊料金については後納することができる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、憩の家の利用期間中、施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第17条 利用者は、利用許可の目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、憩の家の利用を終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 利用者は、故意若しくは過失により、施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市老人憩の家条例(昭和48年山口市条例第44号)又は山口市老人憩の家条例施行規則(昭和49年山口市規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

3 平成17年10月1日から平成19年3月31日までの間は、財団法人山口市公営施設管理公社を第3条の規定により指定した指定管理者とする。

(管理指定期間の特例)

4 令和3年4月1日における山口市老人憩の家寿泉荘の指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

5 令和5年4月1日における山口市老人憩の家寿泉荘の指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

6 令和6年4月1日における山口市老人憩の家寿泉荘の指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年12月31日までとする。

附 則(平成24年6月28日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山口市老人憩の家設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成18年1月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第58号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成27年6月25日条例第44号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(令和2年7月7日条例第19号)

この条例は、令和2年7月17日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第10号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月27日条例第24号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月18日条例第37号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月23日条例第40号)

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

施設利用

種別		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
専用利用	広間	(660円) 1,320円	(660円) 1,320円	(830円) 1,650円
	和室	(490円) 980円	(490円) 980円	(620円) 1,230円
個人利用	広間、和室及び浴室(脱衣室を含む。)	30人未満で利用する場合		
		30人以上で利用する場合		
				1人当たり1回100円
				1人当たり1回50円

備考

- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの利用料金は、当該時間区分の利用料金の額とする。
- 2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金を合算した額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合の利用料金は、上段()書の冷暖房利用料金を加算した額とする。

別表第2(第12条関係)

宿泊利用

種別	宿泊料(1人1泊につき)
潮寿荘	(220円) 1,420円

備考 冷暖房を使用する場合の宿泊料は、上段()書の冷暖房利用料金を加算した額とする。